

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第46回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成25年6月28日（火） 16:59～17:11

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、川瀨 昇、辻 正次、

長田 三紀、宮本 勝浩

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、菊池 昌克
（総合通信基盤局総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、柴崎 哲也（事業政策
課企画官）、竹村 晃一（料金サービス課長）、海野 敦史（料金サービス課企画
官）

神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

答申事項

電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3056号】

開 会

○東海部会長　それでは、定刻少し前でございますけれども、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会、第46回を開催いたします。

　本日は委員8名中6名が出席されておられますので、定足数を満たしております。

　会議に先立ちまして、総務省において人事異動があったということでございますので、事務局から異動された方をご紹介お願いいたします。

○神田情報流通行政局総務課課長補佐（事務局）　事務局から人事異動があった事務方の出席者をご紹介させていただきます。

　菊池昌克総合通信基盤局総務課長です。

○菊池総合通信基盤局総務課長　総務課長を拝命しました、菊池です。よろしくお願いいたします。

○神田情報流通行政局総務課課長補佐（事務局）　竹村晃一料金サービス課長です。

○竹村料金サービス課長　竹村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○神田情報流通行政局総務課課長補佐（事務局）　事務局の情報流通行政局総務課の神田といいます。よろしくお願いいたします。

○東海部会長　どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

　また、本日の電気通信事業部会では、会議用のタブレット端末を試験的に活用させていただいております。これまたどうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日は答申事項1件でございます。

○東海部会長　諮問3056号、電気通信事業法施行規則の一部改正について審議をいたします。

　本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、5月7日開催の当部会において審議を行いました。6月6日まで意見募集を行ったところでございます。

　また、その後、意見募集で提出された意見を踏まえて、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討を行っていただきました。

　本日は、ユニバーサルサービス委員会の主査である酒井委員から、委員会での検討結果についてご報告いただきます。酒井先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○酒井委員　それではご報告いたします。そこにありますように、電気通信事業法施行

規則の一部改正について、これに対するユニバーサルサービス委員会における調査・検討の結果のご報告です。

この件につきましては、本年5月7日に総務大臣より諮問を受けたものです。

まず初めに諮問の概要について簡単に申し上げます。資料46-1の7ページ目です。こういうのはタブレットより紙のほうが早いです。

そこにありますように、本件は、「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」、これは平成22年12月14日の答申ですが、同答申からの状況の変化等を踏まえまして、基礎的電気通信役務の対象となる加入電話に相当する光IP電話の新たな類型を追加するとともに、関連規定につきまして所要の整備を行うものです。

この改正案につきましては、本年5月8日から6月6日までの間に意見募集が行われ、5件の意見がございました。ここに5件ございます。これを受けて、今月24日にユニバーサルサービス委員会を開催し、本改正案及び提出された意見についての検討を行い、委員会としての考え方の整理を行いました。

その結果、この資料の1ページ目のとおりの報告書を取りまとめました。これは、ユニバーサルサービス委員会といたしましては、報告書の1、本件、電気通信事業法施行規則の一部改正について、これは諮問のとおり改正することが適当と認められると、そういう形でご報告をさせていただきます。なお、提出された意見及びそれらに対する考え方につきましては、報告書の別添として2ページから5ページに取りまとめております。その具体的な内容につきましては、総務省のほうから説明いただけるということですので、よろしく願いいたします。

○海野料金サービス課企画官　それでは、資料46-1に基づきまして説明申し上げます。

今、酒井先生からご説明いただきましたとおり、本年5月7日に本審議会に諮問させていただきました電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案につきまして、意見公募が行われましたところ、5の事業者から意見が提出されましたので、その概要とそれらに対する考え方につきまして説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。意見1といたしまして、今回の省令改正は柔軟かつ経済的なユニバーサルサービスの提供に資することから、賛同という意見でございます。こちらに対しましては、考え方1のところがございますとおり、本省令案に賛成の御意

見として承るとしております。

意見2といたしまして、今回の改正案は、メタルと光の二重投資状態を解消し、メタルから光へのマイグレーションを促進させる措置と考えるという意見でございます。こちらにつきましては、考え方2のとおりでございます。すなわち、本省令案に賛成の御意見として承る。なお、御指摘のブロードバンドの普及促進を図るための施策については、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（平成23年12月情報通信審議会答申）を踏まえ、インフラを設置して事業を展開する事業者の設備競争とインフラを利用して事業を展開する事業者を含めたサービス競争とのバランスをとりながら進められることが適当と考えるとしております。

意見3といたしまして、現行のNTT東西の光IP電話サービスの通話料が距離段階別料金を適用していない状況に鑑みると、加入電話に相当する光IP電話の類型として級局区分を導入する合理的理由がないという意見でございます。これに対しましては、考え方3のとおりでございます。すなわち、本省令案は、メタルと光の二重投資の回避可能性を高める観点から、役務の提供区域ごとの加入電話の基本料金の額を超えない0ABJ番号の光IP電話を基礎的電気通信役務とするものであり、0ABJ番号の光IP電話に局級区分を導入しようとするものではない。もっとも、本省令案に基づく改正の結果、基礎的電気通信役務である加入電話に相当する光IP電話の基本料の額が加入電話の局級区分に応じて異なるものとなることも考えられる。しかし、加入電話に相当する光IP電話の提供区域では加入電話が提供されないこととなり得ることを踏まえると、加入電話に相当する光IP電話の基本料を加入電話と同等の基本料水準とすることは、加入電話の利用者との比較における公平性の確保に資すると考えられる。従って、少なくともPSTNからIP網への移行期においては、こうした状態についても一定の合理性を有すると考えられるとしております。

3ページの意見4といたしまして、ユニバーサルサービスの見直しと合わせ、マイグレーションの推進、アクセス網全体のコスト低廉化及び競争環境の維持・促進といった全体的な議論を電話網移行円滑化委員会において行うべきという意見でございます。こちらにつきましては、考え方4のとおりでございます。すなわち、頂いた御意見については、本省令案に直接関係するものではないが、参考の御意見として承る。なお、アクセス回線のメタルから光への移行については、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（平成23年12月情報通信審議会答申。以下「ブロードバンド答申」

という。)等において、関係者が一定のスケジュールを可能な限り早期に共有した上で、移行の円滑化に向けた様々な方策について検討していくことが必要であり、今後NTT東西から適時適切に情報提供が行われることが適当であるとされている。マイグレーションの推進、競争環境の維持・促進に関しては、ブロードバンド答申において、電話網からIP網への円滑な移行の在り方及びブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方が示されており、アクセス網全体のコスト低廉化については、ブロードバンド答申を踏まえ、平成24年11月から本年5月までの間「メタル回線の在り方に関する検討会」が開催されたところである。また、ブロードバンド答申においては、2012年以降も電話網移行円滑化委員会を存置した上で、将来新たに課題が生じた場合には、適時適切に検討を行うことが適当である、とされている。他方、ユニバーサルサービス制度の在り方については、今後、総務大臣の諮問に応じて情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会を中心に審議されると考えられ、その際、必要に応じて、関係の検討主体の判断により可能な範囲で所要の連携を図る等の対応をとることも考えられるとしております。

4ページの意見5といたしまして、メタル回線と光ファイバの二重投資の回避に当たっては、既設エリアも含めた二重コストの回避及び競争環境への配慮に留意することとし、「ユニバーサルサービス委員会」の枠組みにて、電話網移行円滑化委員会と連携をとって、関係者でオープンな検証・議論を行うほか、NTT東西はアクセス網に係る計画を示すべきという意見でございます。こちらに対しましては、考え方5のとおりでございます。すなわち、「既設エリアも含めた二重コストの回避」の御意見については、本省令案においては、基礎的電気通信役務としての光IP電話の提供区域について、新設エリアと既設エリアとを区別していないことから、本省令改正により、ユニバーサルサービス制度としては、エリアの区別なくメタル回線と光ファイバの二重投資の回避に資する環境が整備されるものとする。その他の頂いた御意見については、本省令案に直接関係するものではないが、参考の御意見として承る。なお、アクセス回線のメタルから光への移行が行われる場合の考え方については、考え方4のとおりとしております。

以上の意見公募の結果も踏まえた答申書の案につきましては、資料6ページのとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○東海部会長 ありがとうございました。

ただいまのユニバーサルサービス委員会のご審議に関するご説明につきまして、何かご質問、ご意見ございましたら、どうぞご発言いただきたいと思ひます。お願いいたします。

特にございませんでしょうか。それでは、特にご質問、ご意見ございませんようです。諮問第3056号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思ひます。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○東海部会長　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

○東海部会長　以上で、本日の審議は終了しました。委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局からはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の事業部会につきましては、別途、確定になりましたら、事務局からご連絡いたします。

以上で閉会でございます。ありがとうございました。

閉　　会